

## 令和元年度地下水の水質測定結果について

令和2年11月19日  
環境政策課

愛媛県環境審議会の答申を受けて作成した「平成31年度（令和元年度）公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき調査した結果は、次のとおりでした。

1 調査期間 平成31年4月～令和2年3月

2 実施機関 愛媛県、松山市、国土交通省

### 3 調査結果の概要等

#### (1) 継続監視調査

##### ア 調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	51	4 <sup>※1</sup>	—
松山市	10	6 <sup>※2</sup>	—
国土交通省	6	28 <sup>※3</sup>	21 <sup>※4</sup>

※1 砒素、1,1,1-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※2 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※3 カドミウム、全アンモニア、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シジピン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジメチル

※4 クロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イキサチオン、ダイジリン、フェニトチオン、イプロチオン、キシリン銅、クロロホルム、プロピザミド、EPN、ジクロロホス、フェノカルブ、イプロンホス、クロロプロフェン、トルエン、キシリン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン

##### イ 調査結果（基準超過地点）

環境基準項目については、調査を実施した67地点において、テトラクロロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が15地点で、基準を超過した。

（平成30年度は、テトラクロロエチレンが1地点、砒素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が16地点で超過）

要監視項目については、調査を実施した6地点において、指針値の超過はなかった。

##### ・テトラクロロエチレン

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	令和元年度	平成30年度	環境基準
松山市	松山市生石町	0.026	0.027	0.01 以下

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	原因	調査結果		環境基準
			令和元年度	平成30年度	
愛媛県	今治市伯方町木浦	施肥	12	5.4	10 以下
	今治市伯方町叶浦	施肥	22	21	
	今治市宮窪町友浦	施肥	13	10	
	今治市宮窪町友浦	施肥	14	15	
	今治市大三島町野々江	施肥、生活排水	11	11	
	今治市上浦町井口	施肥	11	8.8	
	今治市上浦町盛	施肥	11	11	
	越智郡上島町生名	施肥	20	19	
	越智郡上島町岩城	施肥	12	12	
	伊予郡砥部町川井	施肥	20	14	
	西宇和郡伊方町二見	施肥	11	15	
	鬼北町大字永野市	施肥	12	12	
松山市	松山市吉藤4丁目	施肥、生活排水	20	21	
	松山市山西町	施肥	12	14	
	松山市由良	施肥、生活排水	13	13	

(2) 概況調査

ア 調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	10	7*	—
松山市	10	28	24

※ 砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、クロロフェン（別名：塩化ピコル又は塩化ピコルモノマー）、1,2-ジクロロフェン、1,4-ジメチル

イ 調査結果（基準超過地点）

環境基準項目については、調査を実施した20地点において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で基準を超過した。

（平成30年度は、調査を実施した全20地点で環境基準値以下）

要監視項目については、調査を実施した10地点において、指針値の超過はなかった。

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	令和元年度	環境基準
愛媛県	今治市大三島町宗方	11	10 以下

### (3) 汚染井戸周辺地区調査

#### ア 調査地点及び測定項目

調査機関	調査地点	地点数	環境基準項目
愛媛県	今治市大三島町宗方	6	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

注) 地点数は、概況調査による汚染井戸含む。

#### イ 調査結果 (基準超過地点)

調査を実施した6地点において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2地点(1地点は、概況調査による汚染井戸)で環境基準を超過した。

#### ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(単位: mg/L)

調査機関	調査地点	令和元年度	環境基準
愛媛県	今治市大三島町宗方 (※)	11	10 以下
	〃	11	

※概況調査による汚染井戸

### (4) 継続監視の終了に係る汚染井戸周辺地区調査

#### ア 調査地点及び測定項目

調査機関	調査地点	地点数	環境基準項目
愛媛県	西条市小松町北川	5	1, 1, 1-トリクロロエタン
	砥部町麻生	3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

注) 地点数は、継続監視調査の井戸含む。

#### イ 調査結果

調査を実施した8地点において、環境基準を達成した。

### (5) ダイオキシン類調査

#### ア 調査地点

(単位: pg-TEQ/L)

調査機関	調査地点	令和元年度	環境基準
松山市	松山市立花5丁目	0.016	1 以下

#### イ 調査結果

調査を実施した地点において、環境基準を達成した。  
(平成30年度も全1地点で達成)